

12月定例会
12月16日～25日

☩ 議会だより

さがら 2010.3.1 3号



茶湯里温泉雪景色

相良村世帯数【1,681世帯】
人口……5,210人
男……2,452人／女……2,758人
(H22年1月31日現在)

発行／相良村議会
編集／相良村議会広報委員会
熊本県球磨郡相良村深水2500-1
TEL.0966-35-0211

目次	◆議会のうごき……………	2
	◆みなさんどう思われますか？……	3
	◆議会開催報告……………	4
	◆研修報告……………	8
	◆一般質問……………	9

議長の活動報告

「球磨川流域現地視察の実施について」の検討

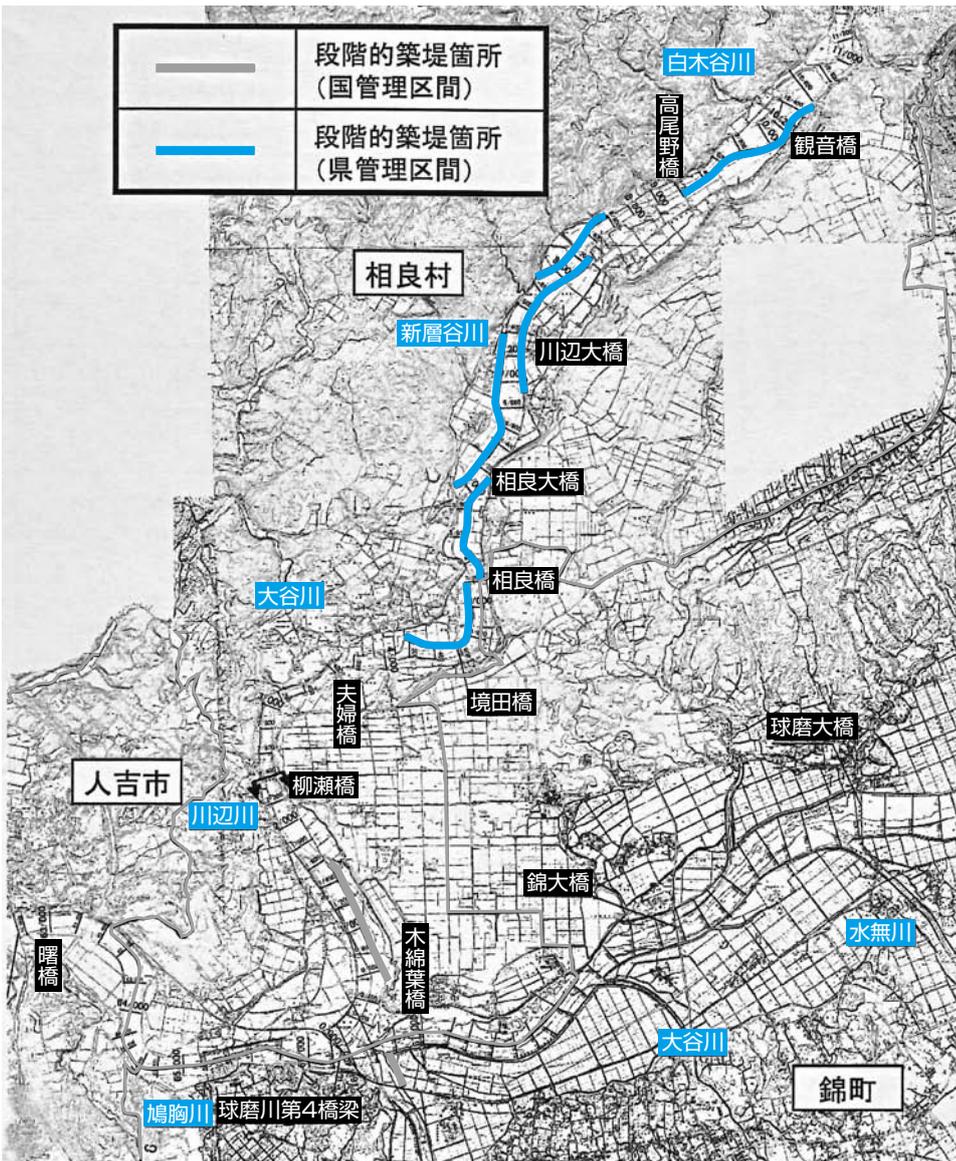
議会議長 小善 満子



新しい年を迎え1月も過ぎ2月に入り暦の上では立春ですが、まだまだ寒さ厳しい日々であります。今回は郡議長会で行われた、球磨川流域現地視察の件についてお知らせします。政権交代して前原国土交通大臣が川辺川ダム中止と明言された関係で、国土交通

省、九州地方整備局による「ダムによらない治水を検討する場」と題して、郡議長会で説明されています。それに関して郡議長会では川辺川、球磨川流域の現状を、国土交通省八代河川国道事務所、川辺川ダム砂防事務所、球磨地域振興局の職員の説明を受けながら現地を視察しました。現地では五木村長、水上村長、球磨村長における、村の現状について説明を受けました。相良村においては、堤防未整備地区の段階的築堤対象箇所として段階的（県管理区間）に取り組む計画になっていきます。場所は左記図面によりま

すが実施にあたっては現地の状況等に依りて更なる検討が必要と記入されています。現地視察の感想として五木宮園地区の川の荒れ方と球磨村の水害常襲地の一勝地淋地区の堤防、県道、宅地嵩上げの工事現場は大きかりで大変だなと感じました。今後においても宅地嵩上げは何百戸該当すると球磨村長の説明がありました。宅地嵩上げが終了した家屋も見ることができました。



皆さんどう思われますか？



相良村議会では、2月18日開会臨時議会に於いて議員発議で、村長の不信任決議案が議題となりました。採決の結果否決されましたが、その提案理由の中に、「議員も相良村の村民から選任された人（議員）である。執行部（村長）と議会は車の両輪であるべきなのに議会の話を聞かずに一方的にやってしまう、自分（村長）ばかりが村民の代表のように錯覚を起こしている。」とあります。議会と執行部が対立しているような新聞報道をされていますが、議員の皆さんは相良村のために一生懸命頑張っておられます。執行部が提案した議題を検討もなく可決したらどうなりますか、皆さんの大切な税金の使い方について真剣に考えて議会活動をしています。可決されない議案を何回も提案される執行部のあり方に議会は困惑しています。

議長、委員長必携の中のQ&Aの中に、一事不再議の意味についてこの様に説明されています。

Q

前の議会で否決された事件を今回の議会で審議するのは一事不再議になるか。

A

それはなりません。つまり、会期は365日というものではなく、定例会と臨時会の会期ごとに切れてしまっているのです。前回で否決された条例、予算、意見書、決議、契約、請願、陳情等を今会期に提出されてもかまいません。しかし、提案者は、前回否決になったものをそのまま提出するのは知恵のないことです。なぜ否決されたのか、ただ、会期が違っているの
で、一事不再議にならないだけの理論はいただけません。ましてや議会側でも、今回は可決する
となると、わずかの日々だけの差であるので、前回は意地悪をしたのか、時間が足りなかったのかど
うかは知らないが、ちょっと軽々しいと思います。それでは議会の権威にも響きましょう。

なお、平成22年1月22日（金）、熊日新聞に名称「ヒロシマ・オリンピック」と題して招致検討委に相良村加入となっており、趣旨に賛同した熊本県相良村など4市町村が新たに検討委員に加わったとありました。徳田正臣相良村長のコメントも掲載されていました。相良村の税金を使って、村民の意見も聞かず、議会にも相談なく、新聞を見て結果を知るといふ、この様な村長の行動について皆さんのご判断はいかがでしょうか。

相良村議会議長 小善 満子

こんなことが決まりました

○地域情報通信整備推進事業（光通信事業）が議決されました

光通信事業～維持管理費説明拒否

事業の説明から半年以上も経過しているのに、それにもかかわらず事業維持管理費が不明瞭で疑問を持っていることについて、明確な回答を求めていました。ところが今日に至るまで説明はありませんでした。相良村全体を考えれば、特に四浦地区は難視聴地域で解消もできる事から維持管理費の問題は残りますが、時代にそった事業でありますので、可決となりました。

◆ 議会開催報告 ◆

〈 定例議会 〉

開催日	平成21年12月16日～12月25日まで
議案第60号	平成21年度相良村一般会計補正予算（第8号）…………… 原案可決
議案第61号	平成21年度相良村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）…………… 原案可決
議案第62号	平成21年度相良村介護保険特別会計補正予算（第3号）…………… 原案可決
議案第63号	平成21年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）…………… 原案可決
議案第64号	相良村技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について…………… 原案可決
議案第65号	相良村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について…………… 原案可決
議案第66号	相良村過疎地域自立促進計画の変更について…………… 原案可決
議案第67号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について…………… 原案可決
議案第68号	熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について…………… 原案可決
発議第12号	吉松美代君の各常任委員長の解任を求める決議について…………… 原案可決
発議第13号	相良村議会広報発行条例の制定について…………… 継続審査
陳情第4号	改正賃金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出…………… 原案採択
同意第5号	相良村教育委員会委員の任命について…………… 原案可決
同意第6号	相良村教育委員会委員の任命について…………… 原案否決
同意第7号	相良村教育委員会委員の任命について…………… 原案可決
動議	徳田村長の村政運営正常化に向けて勧告決議

…………… 原案可決

〈 臨時議会 〉

平成21年第13回臨時議会

開催日 平成21年11月27日

議案第56号	相良村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について…………… 原案可決
議案第57号	相良村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… 原案可決
議案第58号	相良村教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… 原案可決
議案第59号	相良村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… 原案可決

平成22年第1回臨時議会

開催日 平成22年1月26日

議案第1号	平成21年度相良村一般会計補正予算（第9号）…………… 原案可決
同意第1号	相良村教育委員会委員の任命について…………… 原案否決

● 延会となった理由

18日の議会中に議会の進行まで村長が口をはさんだため、議会運営委員会を開きました。委員会の結果として、

- ① 村長の発言は議長の越権行為である。
- ② それについて謝罪を求める事を決めた。

この事を委員長が報告をしました。ところが村長は謝罪をせず持論を述べ、議長の制止も聞かず、議場の混乱を招きました。議長はこれ以上審議に入れないと判断し延会宣言をしました。

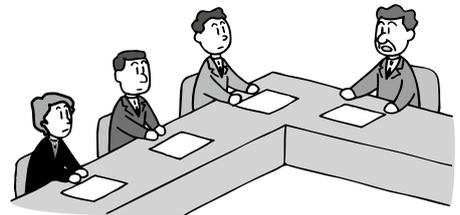
平成21年度相良村一般会計補正予算が提案 されましたが、修正のうえ可決されました。

修正した件

給与支払い請求に伴う裁判費用575千円が、昨年元原先助役判決で村が敗訴しそれを受け入れている同様の事例として、議員提案にて修正動議が提出削除され可決されました。

修正され可決した補正予算は総額98,645千円で主な使い道は下記のとおり。

役場駐車場区画線修繕	641千円
役場庁舎床カーペット等改修工事	5,047千円
庁舎照明器具改修工事	8,500千円
畜産センター施設改修工事（福祉センターへ改修）	
.....	26,500千円
川辺・柳瀬構造改善センター改修工事	13,500千円
茶湯里空調設備改修工事	6,800千円
新村橋橋梁修繕	6,500千円
南小・中学校校舎修繕料	1,544千円
南小学校体育館・校舎改修工事	8,313千円
南小・中学校空調設置工事	10,000千円
北小及び生涯学習センター下水道接続工事	1,250千円



議会の傍聴について

議会の本会議は、定例会・臨時会とも公開とされていますので、どなたでも自由に傍聴することができます。

本村で、いま何が行政課題になっているのか、村政の方針や村議会の活動を知ること、自分の選んだ議員の活動を身近に見ることが出来ます。

議場の傍聴席で、住所・氏名を記載していただければ自由に傍聴出来ます。

3月定例会のお知らせ

平成22年3月11日(木)からの予定です。村民の皆様の傍聴をお待ちしております。

相良村長不信任決議否決

平成22年2月18日、議員提案で堀川議員が上記の不信任案提出されましたが、否決されました。

(提案理由)

- ・議会と執行部あまりにも乖離している。
- ・議員も相良村の村民から選出された人である。執行部と議会は車の両輪であるべきなのに議会の話を聞かずに一方的にやってしまう、自分ばかりが村民の代表のような錯覚を起こしている。
- ・ダムの問題に対しても、勝手に議会に相談無く、一人でダムに反対し五木村との信頼を損ない、当村の65世帯（嶽野地区を含む）が犠牲になったことについて、議会でも取り上げているが理解しようとしなないし、地元への対応ができていない。
- ・球磨郡市の市町村長からも乖離され、見放された状態で同じ村民として恥ずかしい。
- ・議案等についても議会（議長）と相談して決めるように話しているのに、一回も相談していない。
- ・人事案件については、事前に相談し提出すべきで、何回も同じ議案を提出され否決されている。議会軽視もはなはだしく、村長不信任と言わざるを得ない。

堀川議員の議会での主な発言

私が村長不信任案を提出しております。村長に本来なら自主的に辞めて、選良を問うてほしいんですけども、その理由とは、まず、職員の言うことも聞かなければ、議会が質問したことにも答えてない。これは大きな問題だと思います。いま、独裁的な相良村で政治が続いております。俺の言うことは聞けど、お前たちの言うことは聞けないと、そういう主旨であります。また、指名審査委員会も現在、形骸化しております。このことも大きい問題だと思います。それについても、やはり村長不信任に値すると、私は考えております。

今後、この相良村は、完全に民主政治が取れるように願って、この不信任案を提出したわけでございます。以上です。

相良村工事請負関係の調査に関する特別委員会が設置されました

平成22年2月18日、第2回臨時会において、次のとおり賛成多数で決議されました。

相良村工事請負関係の調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり相良村工事請負の事務に関する調査を行うものとする。

記

1 調査事項

平成20年・21年度工事請負に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法110条及び委員会条例第5条の規定により議員全員11人（委員長 茂吉隆典、副委員長 吉松美代）で構成する相良村工事請負関係調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項（及び同法第98条第1項）の権限を相良村工事請負関係調査特別委員会に委任する。

4 調査期限

相良村工事請負関係調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 本特別委員会に要する経費は、本年度においては20万円以内とする。

同上議会において、相良村議会政務調査費の交付に関する条例の制定については、賛成少数で原案否決されました。

産業福祉常任委員会先進地視察研修報告

研修日 平成22年1月28日(木)
 研修先 徳島県上勝町

この町は、昭和56年2月、マイ

ナス13度という局地的な異常寒波に襲われ、ほとんどのみかんが枯死。上勝町特産の香酸柑橘である、ゆこうやすだちも枯死寸前と



研修風景

なり、農業は大打撃を受けた上勝町の生活再生の取り組みについて研修して参りました。

町は、農業は大打撃を受けた上勝町の生活再生の取り組みについて研修して参りました。

町の人口は2000人、高齢化率49・50%、過疎と高齢化が同時進行している四国で一番小さい町であります。しかし、上勝町では

町は誰でも主役になれるし、自分の居場所を見つけて頑張っている。

小さくても輝くオンリーワンを持つ農山村となるよう、自立、持続可能な地域作りに努力され、株式会社いろどり、J A、生産者（高齢者）が一体となって紅葉、柿、

葉っぱビジネスの考案者 横石知二氏（元J A職員）によって上勝町は再生された。

南天、椿の葉っぱや梅、桜、桃の花などで、料理のつま物にする材料として商品化し年販売額約2億6千万円程収益をあげています。

以上の通り、簡単に研修報告とします。

また、出荷、受注業務を効率化するため、IT機器を積極的に導入した仕組みづくりを行っていました。

○研修参加者
 委員長 中村 重道
 副委員長 黒木 正照
 委員 小善 満子、横山 吉継
 茂吉 隆典、吉松 美代

町への効果と変化

元気な高齢者が増えた。町内の取り組みも活性化された。

老人医療費は県下最下位、全

一般質問

12月定例議会では10名の議員が質問されました。今回は3名の議員は記事の提出を拒否されました。よって7名の議員の一般質問の各質問内容、その答弁を記載致します。

Q 全国学力学習状況調査結果について

A 学力が非常に低下している

黒木 正照 議員



討をして全委員が学力の問題に関心をもっております。学力が非常に低下しております。そのときの対策が十分でなかったのかもしれないと思いますけれども、相当検討をして実施に踏み切ってきたつもりです。

長の評価が問われる重大なことだと思えます。地域情報通信基盤整備事業について

黒木議員 〓南小学校では、学力が低いと聞いておりますが、それが事実であれば数年前からの教育委員会としての

黒木議員 〓先生方の異動調整は誰が行うのか。

黒木議員 〓現在でも年間の維持管理費はインターネット使用料4千円の350件、1680万円ではないのか。

対策等に問題があったのではないかと思っております。このような状況は4、5年前からと聞いておりますが以前、東

教育長 〓県の教育委員会が行う。

総務課長 〓維持管理につきましては、今までの議会の報告では、1680万円程度の維持管理費があるのではないかという試算をして、インターネット使用料を毎月4千円で、

教育長が教育委員長の時代に、前教育長から教育委員会に於いて問題提起をされ、論議されたことはありますか。され

黒木議員 〓教育長の権限は加味されないのか。

黒木議員 〓役場内にセンター設備、相良村は広いのでサブセンターが必要な場合があるのでは。

たことがあるのであれば、その後教育委員会として、学校に対する教育改善に向けた取り組みについて、どのような教育施策をされたのか。

黒木議員 〓子どもの学力は家庭の問題、地域の問題もあるのかと思うが大事なことは、質の良い先生を学校に迎え入れる事で、先生方が活動しやすい環境の整備も大事な問題

総務課長 〓現在の所、必要でない設計委託からは聞いています。

教育長 〓以前に教育委員会で学力についての話し合いをいたしました。色々研究、検

討です。人事配置の問題、先生方の異動の問題にしても教育

職員の新規採用はもちろん職員は村内定住が原則ではないか

A 憲法上居住移転の自由という人権規定があり、現実的に無理がある

中村 重道 議員



中村議員 II 役場職員新規採用者を村内における体験研修と農家への研修の機会をつくり、相良村の基盤産業である農林業体験など検討する考えはないかお尋ねします。

総務課長 II 現在、新規採用の職員につきましては、採用しました年に県の町村会の研修協議会主催の基礎知識等の講習の実地研修、それから球磨郡町村会主催の自衛隊への体験入隊等の研修を一応行っております。ただ、村単独での民間とか農林業世帯への研修等は現在、実施しておりません。ただ今後、村内の内容を十分把握するという事とか、まあ新規職員の接遇とかあるいは質の向上とかそういう事を考えますと、今後、協議検討をする必要があるかと思えます。

居住移転の自由という人権規定があり、現実的に無理があり、促進はするように努力はいたしますが、どうしても限界があるのではないかと考えております。

村長 II 村営住宅は、基本的には福祉政策だと思っておりますので、入居条件をどこまで広げるかということを今のこの段階ではお答えできません。

中村議員 II 村長の答弁は確かに分かりませんが、前回も交付税のことで質問しましたように、村民一人当たり29万円の交付税が国から流れてくることを職員にも理解してもらい、村内定住を促進し、村民と触れ合いながら村内の隅々まで知ること、職務に活かしてもらう事が大事ではないですか。

中村議員 II 国道445号線の通学路となっている雨宮神社前のカーブ付近の歩道が狭く危険ですから、県の方へ改修の要望を行ってはどうかお伺いしたい。

中村議員 II 指摘の場所は私もよく存じている。今の段階は改修の要望等はしていないところですが、今後はどういった内容で要望するか検討の必要性があると考えているところです。

中村議員 II 職員の村内定住についてお伺いしたい。新規採用はもちろん職員は村内定住が原則ではないか。村外に住んでいる職員に対して指導すべきではないかお尋ねしたい。

中村議員 II 役場職員の場合、給料の問題で入れない村営住宅の条例の見直しをして、役場職員でも住めるような手段をとってはどうか。

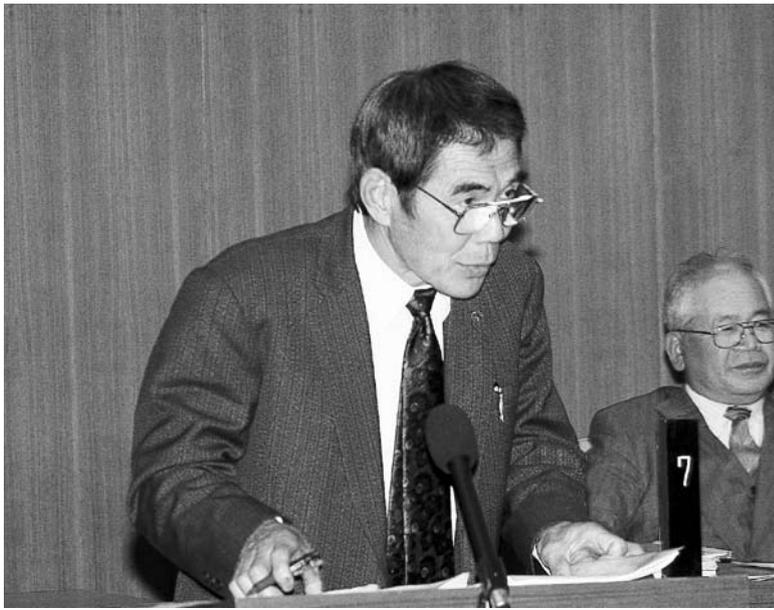
村長 II 村長の立場といたしましては、相良村に職員もはじめ多くの方が住んでいただければ色んな意味で村が活性化いたします。ただ、憲法上

中村議員 II 村長の立場といたしましては、相良村に職員もはじめ多くの方が住んでいただければ色んな意味で村が活性化いたします。ただ、憲法上

Q 住民検診の巡回検診は

A 住民の受けやすい方法で 検討していく

高岡 重盛 議員



高岡議員 Ⅱ現在、村の住民
検診は施設検診で行っている
が、人吉球磨広域行政組合で
は、巡回検診で使用する胸部

村の住民は施設検診なのにそ
の負担は村も行うのか。

村長 Ⅱ実際、村は施設検診

なので負担はできないという
議論もしたが、最終的には地
域医療と広域行政という特殊
性を踏まえて構成市町村とし
ては負担をすると協議をしま
した。

高岡議員 Ⅱ検診車の負担をす
るなら、受診率を高めるため
にも、また住民のために従前
のような巡回検診もできるよ
うに考えられないのか。

村長 Ⅱ受診率を高めるため
にも、また、村も検診車の負
担をするわけですから、住民
の方が検診を受けやすい状況
に今後、検討する必要がある
と思います。

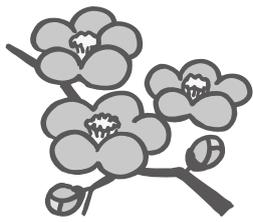
利水事業について

高岡議員 Ⅱ利水事業の柳瀬
西溝、飛行場水路掛に対し多
くの反対者がおられる中でこ
の事業立ち上げができるかわ
からない状況なので反対され
る方々と意見交換会を行う考
えはないのか。

村長 Ⅱ事業を立ち上げるた
めに鋭意努力はしているが、
意向調査で出席率、参加率が
低いので賛成、反対問わず、
意見交換会を企画した場合来
ていただけるよう、また担当
課長が外向いてでも意見交換
をさせてもらいたいと思っ
ている。

高岡議員 Ⅱ同意が得られな
ければ利水事業は進められな
いので多くの方の意見交換会
だけではなく代表者との意見
交換会も大事と思うがどうか。

村長 Ⅱいろいろな方と意見
交換をして、コアな感じでの
意見交換も可能性があれば設
定していただけるようにした
いと考えている。



- 村議会は住民の代表者であり、十分な
活動できるように権限が与えられている。
- ◎議決
- 村政を進めるうえで重要な事項は、議
会の議決により決定する。
- (1) 条例を定めたり改正、廃止する事。
 - (2) 予算を決めたり、決算を認定する事。
 - (3) 村の税金や使用料、手数料などに関
する事。
 - (4) 重要な契約、財産の取得処分を決定。
 - (5) その他の法律や政令条例により議会
の権限。

議会の仕事とは①

Q 村内業者を指名に入れないのは理解できない

A 指名審査会が推薦するだけで、あくまでも決定は村長がする

吉松 美代 議員



のですか。

村長 Ⅱ 裁判中でございます。

係争中ですから、あまりそれに係わることは申し上げられません。

建設課長 Ⅱ ただいまの質問でございますが、指名競争入札にあたっては、相良村工事入札事務処理要領の規定に基づいて、審査会を開いて決定しております。ただ指名審査会が、推薦するだけでございます。あくまでも決定は、村長がするという事でありまして、以上です。

吉松議員 Ⅱ 次に、公営住宅永谷団地建設工事についてお聞きします。平成21年度の入札結果は99.5%以上の非常に高い不自然な入札でした。その結果、土木工事が専門で、建築の実績はほとんどない業者に、予定価格の99.8%で随意契約しました。その業者は平成20年、21年の相良村発注の工事を一番多く受注している業者です。その業者とい

えば平成20年度高原地区排水路整備工事を思い出します。相良村契約規則の第16条に違反して4社入札を強行し、そ

の結果99.9%で落札したこともありました。これらの入札結果をふまえれば不適正な入札として相良村役場から公正取引委員会に告発すべきではないでしょうか。

村長 Ⅱ 村としては別段、告発するつもりはございません。議員の判断でなされたらよろしいかと思えます。

吉松議員 Ⅱ 最後に茶湯里の工事発注についてお尋ねします。相良村工事請負業者選定要領の第3条で建設業者を指名しようとする時、県内建設業者については、資格審査格付け業者の中から選ばなければならぬと規定されています。従って指名願いが出ている業者でなければ相良村の工事請負業者として指名する事はできません。業者を入札に参加させ、その上契約までの経過と理由を坂口課長、また村長にお聞きします。

建設課長 Ⅱ 先ほどの相良村工事請負建設業者選定要領の3号に書いてあるぶんですけれども、指名競争入札に参加しようとする業者となっております。今回の修繕工事の発

注につきましては、見積りによる随意契約でしております。
村長 Ⅱ 今回は見積りでございますので該当いたしません。色んな指名願いを出されてい

ない業者さんにも仕事をお願いしているところでもあります。

吉松議員 Ⅱ 指名願いを出さ

れていない業者さんに相良村の仕事を受注し、指名願いを出している建設業者に丸投げ

しています。丸投げするくらいなら最初から直接安く契約すればよいのではないですか。これこそ税金の無駄遣いの典型です。

村長 Ⅱ 専門業者さんに見積り随契でという話しも当初はございました。しかし、私は相良村内でやるところがあるならば相良村内の業者さんにも見積りを取ってはどうかというのを申し上げました。村内業者の方が見積りも金額が安かったのです。村内業者さんという純粋なことでお願

いしたわけです。

吉松議員 Ⅱ 村発注工事の請

け負い業者の指名についてお聞きします。現在、相良村内業者が相良村と徳田村長を相手に、平成20年度の村発注の指名外しによる損害賠償請求

の裁判を起こしています。村

内業者を指名に入れないのは理解できません。世間で噂されているように、選挙がらみの指名外しですか。それとも、裁判中だから指名に入れない

Q 本事業以外、国営ではできないのが

A 国営ではできないと聞いている

茂吉 隆典 議員



では困る。期間はどれくらいか、できないならできないと。村長 Ⅱ区切りはできないが、一定の方向性は示していきたい。

茂吉議員 Ⅱブルブルやれば良い事ではない、大事な事なのでそれなりに取り組んで頂きたい。

二、道路問題

茂吉議員 Ⅱ村道の環境整備、現在行っている事。

建設課長 Ⅱ道路の安全な運行、側溝の蓋の設置、歩道の状況、離合箇所等現在進めている。各区長さんの要望もあり、村としても環境問題取り組むべき。

茂吉議員 Ⅱ村道大曲線、道も狭く草が茂るとよけいに見通しが悪く、真ん中を通行の為、危険。落石や側溝も気をつけて管理を。村道中原線を九月の定例議会で補正が通れば、筆境確定し次の段階に状況は。

建設課長 Ⅱ総務課の財産のほうで業務関係者と協議して進めている。建設課では平成24年度調査測量予定。

茂吉議員 Ⅱ危険な所はできるだけ早く解決を。村道三石、井沢線三箇所の広場で、休憩

車を見るが、道路から隔離状態で不法投棄が多い。車の休憩程度で、後は車が入れない措置はできないか。

建設課長 Ⅱ不当投棄目立、車のスペース以外、ブロック等封鎖措置は可能。不法投棄は保健福祉課長と協議検討、休憩場所の面積、広さ等、今後調査検討したい。

保健福祉課長 Ⅱ看板等、破損、一応補修し元の位置。定期的パトロール数箇所の空き地、今後建設課と協議。

三、利水問題

茂吉議員 Ⅱ利水の説明会で元村議が根も葉もないことを実名挙げて公の場で誹謗中傷したことは開催者として何の対処もしなかったのは。

徳田議員 Ⅱ問題の無い発言、違法性がある個人のプライバシーなら制止しなければならぬが私は無かったと思う。

茂吉議員 Ⅱ説明会の出席が少ないのは、私たち四名のせいにして実名を挙げて組合員に参加しないよう呼びかけたこと、事実も知らないでうそを平気で公言した。私たちは参加しないとはいったが組合員の権限を侵すことはできない、もちろんしない。

茂吉議員 Ⅱ説明会で水利権の重要性、下流域に支障をきたさない取水、実用化したときに誰が責任を取るか。

村長 Ⅱ新規の場合、正常流量以下では取れない。水利権は重要、責任は産振課長に回答。

産振興課長 Ⅱ土地改良区が運営、職員が管理することになるかと思う。

茂吉議員 Ⅱ確認調査のどちらでも、どうなる、飛行場用水路掛、柳瀬西溝掛の事業不参加を表明者は二番を削除の申し入れを無視したんですね。
村長 Ⅱ資料の通り意向調査出している。回答は慎重に扱う特別な目的に使うことは無い。

茂吉議員 Ⅱ本事業以外、国営ではできないと説明。本気か。

村長 Ⅱ国営ではできないと聞いている。そういう認識。

茂吉議員 Ⅱアミを外せば基幹水利ストックマネジメント事業すでに動いている。その実地要件も十分。あみを外せばできる。

一、介護保険

茂吉議員 Ⅱ書類で回答をするが、未だに無い。回答には責任を持って欲しい。調査研究をやっているのか、期間は

どれくらいか、回答もないが。
村長 Ⅱ報告していない事はこの場でお詫びを。もう暫く時間を頂ければ。

茂吉議員 Ⅱ前回と同じ回答

Q 村長は、各町村長から孤立しているのか

A ダムにこだわってれば、やれる事もやれなくなる

堀川 金泰 議員



す。執行部の中においてもやはり話し合いを、どうしたらいいかということ話し合っていたらいいかと思いが、どうですか。

くかということ、それが正に政治だと思えます。村民の方の生涯に支障を与えないように頑張っていきたいと思っております。

堀川議員 Ⅱダム促進協に行つて、要求するものは要求していただきたい。だけど、言うべきも言わないで、村長は今、各町村長から孤立しているのではないですか。もう少しやはり中に入つて、言うべきことは言つてほしいというのが私の考えです。

すか。
村長 Ⅱ市町村合併につきましては、道州制と絡んで、市町村合併についての話し合いというほどではないですけれども、振興局の方で、道州制と絡んで、市町村合併についての話し合いというほどではないですけれども、そういう説明があつたぐらいでございます。地方財政の厳しい中、本当に地域住民の将来のことを考えるならば、私は合併を推進するという立場を常々

村長 Ⅱ23年度以降、非常に予算自体の編成が厳しくなるということ、最終的には、村民の方に、より今まで以上に我慢していかなければいけないという状況になるかと思ひます。その意味でもですね、合併に向けた、大変だから合併するというものではございません。現実的な自治体経営をする意味でも必要ですし周りから合併してもらつた場合には、相良村をよか村やつで合併したいと思われ様な村にしていききたいと考えております。

堀川議員 Ⅱ次に介護保険料の問題でございます。うちはペートル会に丸投げというものがほとんどなんです。ケアプランを投げやつてしまう。その前にケアマネージャーを村で持つて、介護保険料の削減を図ると、そういうお考えはないですか。

村長 Ⅱダムにこだわってれば、やれる事もやれなくなりますが、もうここでダムとは切り離して、純粹に上四浦地区の地域振興を皆様と一緒に考えていかなければと思つております。

堀川議員 Ⅱ今の財政状況でどう考えているか。23年度については、なおさら、もう組めない問題が出てくるんじゃないかと思つてござい

堀川議員 Ⅱ23年も24年度もどうかと、大変厳しいというの事実です。それをよく村民に知ってもらつたためにはつきり言つていかなければいけない時期になつております。その点については、如何ですか。

堀川議員 Ⅱ村長はダムについて凍結と言われていますが、村長はダム促進協議会から離れていきますよね。ここが問題なんです。

村長 Ⅱ苦渋を味わわれた方ですので、皆様のために、地域づくりをやつていきたいと考えております。

堀川議員 Ⅱ市町村合併について、村長部局は、話し合いをされたことはあるか。財政面について、この村がどうなつてい

村長 Ⅱ3カ月分の要望を取りまとめできない事はできない、できる事はできると村として要望に対して対応してい

村長 Ⅱ脱退表明をしているだけです。

堀川議員 Ⅱ市町村合併について、村長部局は、話し合いをされたことはあるか。財政面について、この村がどうなつてい

堀川議員 Ⅱ市町村合併について、村長部局は、話し合いをされたことはあるか。財政面について、この村がどうなつてい

堀川議員 Ⅱ市町村合併について、村長部局は、話し合いをされたことはあるか。財政面について、この村がどうなつてい

堀川議員 Ⅱ市町村合併について、村長部局は、話し合いをされたことはあるか。財政面について、この村がどうなつてい

堀川議員 Ⅱ市町村合併について、村長部局は、話し合いをされたことはあるか。財政面について、この村がどうなつてい

堀川議員 Ⅱ市町村合併について、村長部局は、話し合いをされたことはあるか。財政面について、この村がどうなつてい

Q 十島天神、川村駅周辺の景観向上策は

A 村でやれる点は検討したい

横山 良継 議員



横山議員 〓 介護保険についてその利用状況を聞きたい。
横山議員 〓 当村の学力レベルは。

保健福祉課長 〓 認定者数は要支援37名、要介護276名、総数313名中重度の方が多く給付費が上がっています。
教育長 〓 国語、数学が見劣りします。家庭でも頑張ってください。

横山議員 〓 介護保険料が県下一位。高い理由(原因)は。
横山議員 〓 くま川鉄道沿線の景観向上について、十島天神、川村駅周辺の景観向上策はないか。

保健福祉課長 〓 重度者34%中重度の方が多いことです。
村長 〓 鉄道の経営は厳しい。この件については、確認して村でやれる点は検討したい。

横山議員 〓 地域情報通信基盤整備事業について、議会の全員協議会で再度の維持管理費の説明を求めたのに約束を「ほご」にしたのはなぜか。
横山議員 〓 村有各種施設の継続維持管理費については後日一覽表の提出を求めます。

総務課長 〓 説明会を開くと約束した覚えがあります。お詫びします。
次に村道平原十島線改良工事で取得した用地が不用なる事態にあると聞き及んでいるが適切な解決を。

横山議員 〓 議会軽視は厳に慎むように。
建設課長 〓 該当家族と十分な協議を重ねて如何なきよう努めます。

横山議員 〓 学童の学力レベルについて、理科支援教諭が派遣されているようだが。
教育長 〓 北小に一名です。

議会の仕事とは②

- ◎村政チェック
村政が正しく運営されているか、事務が効率的に行なわれているか
調査し、公金の出納など監査委員に監査を求め、報告を求めることができる。
- ◎選挙及び同意
議長や副議長、選挙管理委員会委員選任

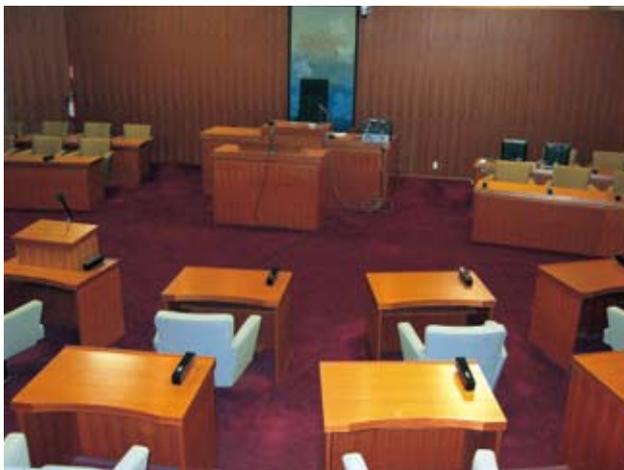
- のほか、副村長、教育長、監査委員の選任に同意
- ◎意見書の提出
村民の利益のために国県及び関係省庁に意見書の提出
- ◎請願、陳情を審査し、採択したのは執行機関に付託し村の仕事に反映させる。

相良村議会 議会中継システム

相良村議会では、村民の皆様にとって、議会がより身近なものとなり、開かれた行政となるようインターネット上や村民ホールのテレビにて議会中継を始めました。

相良村ホームページ <http://www.vill.sagara.lg.jp/index.php> からお入り下さい。

相良村ホーム > 相良村議会 > 相良村議会 議会中継システム



議会ライブ中継を見る

ここをクリックして下さい。

ご家庭等においてインターネット環境がない方は、役場村民ホールに設置しているテレビにて、議会会期中の様子を放映しておりますので、ご覧ください。

◆ご利用にあたって◆

※この議会中継（映像及び音声）は、相良村議会の公式記録ではありません。会議録が公式記録となります。

※映像をご覧になるには、Microsoft社のWindows Media Player（無償）が必要です。お持ちでない方は、Microsoft社のホームページから入手し、インストールしてください。

Microsoft社ダウンロードサイト：

<http://www.microsoft.com/japan/windows/windowsmedia/download/>

※議会中継を多数の方が同時にご覧になった際に、映像がうまく表示されない場合があります。

お問い合わせ

相良村役場議会事務局

TEL：0966-35-1038

編集後記

村民の皆さん12月定例議会報告が出来上がりました。今、「相良村議会大変です」との声を聞きますが、皆様方から与えられた議員としての責任を果たすため、利水問題、情報通信基盤整備事業、村の財政問題等、皆さんのよりよき相良村になる様、慎重審議頑張っています。ただ残念なのは、議員全員が一般質問したのにもかかわらず、この議会だよりも記載しない議員の方がいます。真に残念としか言えません。議会を傍聴できない村民の方々に、少しでも議事を理解していただく為、全議員で協議して、決議され、第3号発刊に至りました。私たちは議会の内容を皆さんに報告することが大切です。今後、定例会ごとに、より確実に詳しく報告したいと思っております。どうか宜しくお願いいたします。（茂吉 隆典）

【議会広報編集委員会】

委員長 吉松 美代
副委員長 茂吉 隆典
委員 友田 政春
中村 重道
横山 良継
小善 満子